

専用使用のご案内

2026.1.5

団体登録申請

- 団体は5名以上で構成され、代表者は20歳以上の方1名となります。
 - 団体の中に水泳に関する指導・救助の有資格者がいること。（下部詳細）資格証のコピーを添付してください。
 - 「営利」を目的としていないこと
 - 団体構成者の過半数以上が市外者の場合は市外者での団体登録となります。
- その他、ここに記載のない事項についてはご相談ください。

予約方法

- 専用使用予約は「随時予約」のみとなります。（先着順）
- 随時予約は、ご利用日の前日から起算して2ヶ月前から前日まで予約可能です。（市外団体は7日前から）
- 「専用使用許可申請書」をプール窓口に直接ご提出ください。
- 多目的プール全面を使用希望する際は、A面とB面を申請してください。
- 予約時に施設使用料を現金でお支払いください。
- 施設の空き状況は、電話または直接窓口でお問合せください。
- 専用使用できる施設は「25mプール 2コース」（1団体1コース）と「多目的プール」です。
- 専用使用の予約可能日は7/21～8/31及び土・日・祝日を除く営業日です。
- 専用使用の利用時間は2時間単位とし定められた6区分の時間から選択していただきます。
- 当プールが主催する事業等でご予約いただけない場合があります。
- 予約をした施設を使用しない場合は「予約取消し申請書」をプール窓口に直説ご提出ください。
なお、利用日の2日前からのキャンセルは使用料が発生いたします。
- その他、ここに記載のない事項についてはご相談ください。

施設利用にあたって

- 施設を利用する前には受付に「専用使用許可書」を提示してください。
- 実際に利用される人数をお知らせください。（利用券を代表者にお渡しいたします。）
利用終了時には利用枚数をご確認のうえ残りの利用券を受付窓口にご返却ください。
- 「専用使用」におきましては、代表者の方の責任において活動していただきますので、事故のないようご留意ください。
なお、事故等発生の際は直ちにご連絡ください。
- 「専用使用」の開始及び終了の際は、監視員室にご連絡ください。
- 特殊な練習（飛び込み・潜水等）及び持ち込み物については事前にご相談ください。
- 利用時間には更衣・準備・後片付け・水底確認の時間を含んでおります。
その他、当プールのルールをお守りください。

その他

- 幼児の利用は「オムツのとれた幼児（概ね3歳以上）」となります。
- プールの幼児室は個人利用の方が優先となります。
幼児室は、就学前のお子様と保護者の方がご利用できます。※小学生以上のお子様のご利用はできません。
- 他の利用者に迷惑になる活動等はお断りいたします。
- 運営管理上、不適当と思われる活動はお断りいたします。
- 団体登録証の有効期限は、登録日より2年間となります。以降2年ごとに更新してください。
その他、ここに記載のない事項についてはご相談ください。

<主な水泳に係る資格>

- 日本水泳連盟 基礎水泳指導員
- 日本スポーツ施設協会 公認スポーツ指導者（指導員・コーチ・教師）
- 日本スイミングクラブ協会 公認水泳教師
- 日本スポーツ施設協会 公認水泳指導管理士
- 日本赤十字社 赤十字水上安全法救助員
- 日本ライフセービング協会 ウォーター・ライフセイバー